議案第9号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の改正により、安全計画の策定及び送迎バス等に乗降する児童の所在確認を義務化する規定等が追加されたほか、懲戒権に関する規定が削除されたことを受け、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保 育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事 業者」という。)を除く。以下この条,次 条第1項,第7条の3第2項,第14条第 1項及び第2項,第15条第1項,第2項 及び第5項,第16条並びに第17条第1項 から第3項まで並びに付則第3条におい て同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が 適正かつ確実に行われ,及び家庭的保育事 業者等による保育の提供の終了後も満3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基 本法(平成 18 年法律第 120 号) 第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において 行われる教育をいう。以下この条において 同じ。)又は保育が継続的に提供されるよ う, 次に掲げる事項に係る連携協力を行う 保育所(子ども・子育て支援法(平成24年 法律第65号)第7条第4項に規定する保 育所をいう。),幼稚園(同項に規定する幼 稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規 定する認定こども園をいう。)(以下「連携 施設」という。)を適切に確保しなければ ならない。

(1)から(3)まで (略)

2から5まで (略)

第7条 (略)

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は,利用乳 幼児の安全の確保を図るため,家庭的保育

改正前

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保 育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事 業者」という。)を除く。以下この条,次 条第1項, 第14条第1項及び第2項, 第 15条第1項,第2項及び第5項,第16条 並びに第17条第1項から第3項まで並び に付則第3条において同じ。)は、利用乳 幼児に対する保育が適正かつ確実に行わ れ,及び家庭的保育事業者等による保育の 提供の終了後も満3歳以上の児童に対し て必要な教育(教育基本法(平成18年法律 第120号)第6条第1項に規定する法律に 定める学校において行われる教育をいう。 以下この条において同じ。) 又は保育が継 続的に提供されるよう, 次に掲げる事項に 係る連携協力を行う保育所(子ども・子育 て支援法(平成24年法律第65号)第7条 第4項に規定する保育所をいう。),幼稚 園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認 定こども園(同項に規定する認定こども園 をいう。)(以下「連携施設」という。)を 適切に確保しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

2から5まで (略)

第7条 (略)

事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳 幼児の事業所外での活動、取組等のための 移動その他の利用乳幼児の移動のために 自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗 車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼 児の所在を確実に把握することができる 方法により、利用乳幼児の所在を確認しな ければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを

用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼 児の降車の際に限る。)を行わなければな らない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置すると きの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会 | 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会 福祉施設等を併せて設置するときは、その 行う保育に支障がない場合に限り,必要に 応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び 職員の一部を併せて設置する他の社会福 祉施設等の設備及び職員に兼ねることが できる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業 所等において感染症又は食中毒が発生し, 又はまん延しないように、職員に対し、感 染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための研修並びに感染症の予防及びま ん延の防止のための訓練を定期的に実施 するよう努めなければならない。

3から5まで (略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置すると きの設備及び職員の基準)

福祉施設等を併せて設置するときは,必要 に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及 び職員の一部を併せて設置する他の社会 福祉施設等の設備及び職員に兼ねること ができる。ただし、保育室及び各事業所に 特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直 接従事する職員については、この限りでな V

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼 児に対し法第47条第3項の規定により懲 戒に関しその利用乳幼児の福祉のために 必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与 え, 人格を辱める等その権限を濫用しては ならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業 所等において感染症又は食中毒が発生し, 又はまん延しないように必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。

3から5まで (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育 事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合 であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。